

報道関係者 各位

令和4年9月1日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 柴田 一成

賃金室長補佐 竹森栄見子

(電話) 096-355-3202

令和4年度熊本県最低賃金の決定について

—令和3年度 時間額 821円から32円の引き上げ—

熊本労働局長（新田 峰雄）は、令和4年9月1日、熊本県最低賃金の改正決定を行い、同日、官報公示を行いました。

【公示概要】

熊本県最低賃金額 853円（821円から32円引き上げ）

発効予定日 令和4年10月1日

添付資料

令和4年度最低賃金リーフレット(A4判:熊本県版)

熊本県最低賃金

が改定されます



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

時間額

853 円

令和4年10月1日から！

熊本県のこれまでの最低賃金821円から**32円アップ**

年齢に関係なく
パートやアルバイトなどを含め
すべての労働者が対象になります。